

# 被災されたお友達にお知らせください

## 学生総合共済 生命共済

地震災害では以下の共済金がお支払いできます

### ●落下物・転倒などによるケガで入院、通院した場合

入院と通院日数合計5日以上の場合は1日目から保障対象になります

入院は1日目から保障対象となります

### ●父母・扶養者の方が亡くなられた場合

扶養者が事故で亡くなられた場合:卒業予定年の満期日まで毎月10万円

父母や扶養者が亡くなられた場合お見舞金として10万円

## 全国大学生協連の見舞金制度 父母死亡見舞金

## 全国大学生協連の見舞金制度 自宅・実家全壊見舞金

### 父母・扶養者様が死亡・行方不明の場合

\*今回の震災を直接の原因として2011年6月10日  
までに亡くなられたか、行方不明の方

お見舞金: 学生1人に対して3万円

申請期間: 2011年4月11日~7月29日(金)

お支払い: 生協窓口にて現金、又は口座振込

対象: 大学生協の学生組合員(震災時組合員・卒業の方含む)

申請方法: 指定の申請書に以下の書類を用意してください

- 死亡、行方不明であることを証明するもの、新聞記事のコピーや公的機関が発表した書類のコピー
- 学生証、組合員証

### 自宅・実家が全壊の場合

\*今回の震災で主たる家計維持者がお住まいだった家が全壊した方

お見舞金: 学生1人に対して3万円

申請期間: 2011年5月16日~7月29日(金)

お支払い: 生協窓口にて現金、又は口座振込

対象: 大学生協の学生組合員

申請方法: 指定の申請書に以下の書類を用意してください

- 罹災証明書(コピーでOK)
- 学生証
- 組合員証

\*お支払い対象についての定めがありますので、詳細はお尋ねください

お問合せ 大学生協の窓口 / 紹介ホームページ <http://www.tanuro.com/>  
大学生協共済サポーターダイヤル 0120-335-770